

## 2016年度離島対策等支援事業 活動計画（案）

### 1. 離島対策支援事業

#### 1) 計画と実績の乖離解消

事業計画と申請実績の乖離を解消するため、以下の条件に該当する 15 市町村のうち、過去 3 年間で支援を実施していない 5 市町村について、現状分析を行い計画の精度向上又は事業の活用促進を支援する。過去 3 年間のうちに支援を実施した 10 市町村については、経過観察とする。

- ・ 2016 年度保有台数が 101 台以上
- ・ 2015 年度実績又は 2016 年度事業計画の平均海上輸送単価が 4,000 円以上
- ・ 2015 年度事業費予算執行率が 80%未満又は 120%超
- ・ 過去 3 年間平均実績額（2013～2015 年度）が 2016 年度事業計画額の 80%未満又は 120%超
- ・ 2016 年度計画台数が 11 台以上

なお、西之表市は市町村単体では条件に該当するものの、島内の他 2 町（南種子町、中種子町）と合わせて種子島として一体的に考えると条件に該当しないため、対象としない。  
（別紙 1 参照）

#### 2) 事業認知度の維持・向上

##### （1）事業周知媒体の展開

2014 年度に作成した事業周知チラシ・ポスターについて、引き続き市町村からの要望に応じて配布し、市町村の周知活動を支援することで事業認知度の維持・向上を図る。

##### （2）事業認知度の低い 4 市町村への対応

申請実績がなく事業認知度の低い 4 市町（新宮町、下関市、多度津町、佐伯市）について、事業認知度及び使用済自動車の島外搬出方法を直接住民へ調査する。

##### （3）離島近隣の本土事業者に対する周知

本土近郊型の小規模離島が多い山口県の 9 市町（萩市、岩国市、柳井市、上関町、周南市、周防大島町、下関市、田布施町、防府市）について、本土事業者等への事業周知を実施する。

### 3) 大規模離島の状況確認

関連事業者を中心とする事業の運用が定着し、比較的安定した申請実績がある大規模離島の大手解体業者や破砕業者を訪問し、現状把握や情報収集とともに課題の有無を確認する。

### 4) 市町村からの要請対応

2015 年度に課題の解消を支援した石垣市、宮古島市、広範囲にわたり使用済自動車等を収集していた中核事業者の廃業が報告された北海道 4 町（奥尻町、礼文町、利尻町、利尻富士町）について、以下の対応を実施する。石垣市については、滞留していた使用済自動車等の島外搬出を再開した事業者の申請状況を注視し、課題が解消したことを確認するとともに、他の課題の有無を確認する。宮古島市については、引き続き保健所及び市と情報共有し、船会社が 2 社から 1 社へ減少する航路において輸送単価、輸送方法及び就航本数等に大幅な変更がないことを確認する。北海道 4 町（奥尻町、礼文町、利尻町、利尻富士町）については、担当者と共に新たな事業者の育成の可否を検討し、必要に応じて当該事業者に対する事業説明等の支援を実施する。

### 5) 申請書受付時の証憑確認

市町村において適切に受付支払業務が実施されていることを確認するため、これまでも実施している申請書受付時の証憑確認を四半期ごとに 5 市町村ずつ計 20 市町村に対し継続実施する。

## 2. 不法投棄等対策支援事業

### 1) 自治体における事業の理解普及

使用済自動車の不法投棄対策等の推進について、47 都道府県に対して市町村の廃棄物担当者に向けた説明会の実施可否を確認のうえ、要請に応じて説明会を実施し、使用済自動車の不法投棄等の未然防止に資する理解普及を図る。

### 2) 問い合わせ対応及び事業計画の策定

自治体からの問い合わせ対応に加えて、47 都道府県・72 保健所設置市計 119 自治体に対し使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査を実施し、当該調査結果に基づき個別の対応策を検討するとともに 2017 年度事業計画を策定する。

### 3) 現場調査の検討・実施

100 台以上の不適正保管事案について現場調査を検討・実施する。